

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成28年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

観光列車運行可能性調査事業委託業務

(2) 業務の目的

北海道新幹線開業により、今後、ますます来道者数の増加が見込まれる中、道内周遊の促進や交流人口の拡大を図る観光列車は、開業効果を全道に波及させる有効な手段となり得ることから、観光列車を北海道の観光資源として更に磨き上げるためには、どのようなあり方が適しているのか、沿線地域や有識者の意見を踏まえながら、運行可能性を調査、検討し、北海道ならではの新しい旅の手段としての観光列車を提案するとともに運行実現に向けた機運醸成を図る。

(3) 業務の内容

観光列車運行について、以下の事業により地域関係者や有識者等と連携しながら必要となる調査・検討を行うとともに、沿線地域の機運醸成を図る取組を実施する。

ア 検討会議の開催

(ア) 行政機関、経済団体、旅行業界、鉄道事業者や有識者等関係者による検討会議を開催し、運行可能性について、様々な専門的知見から議論を深めることとする。

なお、当該会議は、下記イ～オの取組実施に際し、必要に応じて開催することとし、具体的に観光列車運行可能性を検討するとともに運行可能性の高い提案については、更に運行に必要な具体的な検討を行うこと。

(イ) 当該会議開催に当たっては、関係者等からヒアリング調査を実施し、具体の観光列車運行ルート、運営手法、実現可能性、実施手法、コスト、課題、経済波及効果等を提示した上で、地域のおもてなしや旅行商品造成など持続的運行に向けた連携手法についても整理するなど効果的な検討会の開催につなげること。

[受託者の役割]

① 検討会議開催に伴う事前のヒアリング調査の実施及びとりまとめ

(行政機関、経済団体、旅行業界、鉄道事業者や有識者等に具体的な複数の観光列車運行ルート案を提示し、運行に至るまでの資金調達方法、運行形態、運行期間、利用者数、運賃、運行収支、運行システム、車両新造(改造)費、車内サービス、地域と連携したおもてなし等の取組、旅行商品開発手法、乗車率向上に向けたPR等の営業販売手法、運行による経済波及効果など主な課題別に類型化して分析、検証を実施)

② 検討会議の開催

(下記イ～オの取組実施に際し、立ち上げ、課題整理、提言とりまとめ時など必要に応じて開催)

③ ②の開催に必要となる調査

(上記①の他、関係機関のヒアリング、道内外の観光列車の先進事例、北海道の地域課題や観光資源の強み、弱みを踏まえた具体的な提言(案)のとりまとめ等。)

(具体的な提言(案)については、旅行形態別(「TRAIN SUITE 四季島」を活かした大都市圏発着周遊型、北海道新幹線駅からの周遊型、既存の観光列車活用型、イベント実施型、地域資源活用型)など複数パターンを提示し、可能性と実現に向けた課題や今後の具体の方策案のとりまとめ)

④ ①～③に要する経費の支出

※詳細は道及び関係機関と要協議

イ 地域ヒアリングの実施

観光列車運行に関心の高い地域の沿線自治体、地域経済団体、観光事業者等関係者に対し、地域のニーズ、地域の取組や連携体制など観光列車運行に向けて必要な事項のヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングに先立ち、全国各地、あるいは道内で運行している観光列車を類型化し、特色や課題を報告するとともに、地域課題や地域資源についてあらかじめ抽出、整理することで、効果的なヒアリングとすること。

[受託者の役割]

① ヒアリングの実施及び実施結果のとりまとめ

② ①の実施に必要となる調査(全国や道内の観光列車事例調査、地域課題や地域資源の掘り起こし等)の実施及び取りまとめ

③ ①～②に要する経費の支出

※詳細は道及び関係機関と要協議

ウ 道内の観光列車の課題等検証

(ア) 道内の観光列車の現状を把握するとともに、持続的な運行に向けた課題としてどのような問題があるのか、運行主体、運行システム、収支、商品開発・サービス、営業販売手法、地域との連携など主な課題別に類型化して分析、検証する。

(イ) その上で、実現可能性や経済波及効果なども踏まえた今後の取組方向について、具体的な運行ルート、運行手法等を交えた検証を行う。

(ウ) また、上記取組に加えて平成29年度に乗り入れ予定のJR東日本運行のクルーズトレイン「TRAIN SUITE 四季島」についても、経済波及効果などを把握した上で、更に観光資源として磨き上げを図るための手法について検証を行う。

[受託者の役割]

① 課題整理に必要となる調査の実施及び取りまとめ

(道内観光列車の運行に至るまでの資金調達方法、運行形態、運行期間、利用者数、運賃、運行収支、運行システム、車両新造(改造)費、車内サービス、地域と連携したおもてなし等の取組、旅行商品開発手法、乗車率向上に向けたPR等の営業販売手法、運行による経済波及効果等を調査した上で北海道ならではの

の観光列車の強み、課題等の提言とりまとめなど)

(「TRAIN SUITE 四季島」の運行予定状況整理、地域の観光資源を活かした
具体の乗り入れ区間延長、運行支援手法などの具体の手法についての提言とり
まとめなど)

② ①に要する経費の支出

※詳細は道及び関係機関と要協議

エ 他都府県等の事例調査

(ア) 上記イの地域ヒアリングで共有した事項やウの道内観光列車の課題等を踏まえ
た上で、他都府県や海外における特徴的な先進事例を調査、分析し、道内におけ
る運行可能性等について比較検証を行う。

(イ) 調査項目としては、上記ウ(ア)における項目に準じる。

[受託者の役割]

① 他府県や海外における観光列車の特徴的な先進事例について、課題解決に必要な
調査の実施

② 先進事例の現地調査及び調査概要のとりまとめ(運行に至るまでの資金調達方
法、運行形態、運行期間、利用者数、運賃、運行収支、運行システム、車両新造
(改造)費、車内サービス、地域と連携したおもてなし等の取組、旅行商品開発
手法、乗車率向上に向けたPR等の営業販売手法、運行による経済波及効果の整
理、関係者への聞き取りなど)

③ ①～②に要する経費の支出

※詳細は道及び関係機関と要協議

オ 「その先の線路へ～観光列車フォーラム(仮称)」の開催

関係機関や観光事業者等を対象とした標記フォーラムを開催し、地域課題や先進
事例を通じた運行手法など上記ア～エの取組状況を報告した上で、北海道ならでは
の新しい旅の手段となり得る観光列車のイメージを共有するとともに運行実現に向
けた地域との連携方策や今後の取組について意見交換を行い、運行実現に向けた機
運醸成を図る。

なお、開催場所は、札幌市等で1回以上開催すること。

また、会議終了後は、当該検討会議の内容をとりまとめる。

[受託者の役割]

① 「その先の線路へ～観光列車フォーラム(仮称)」会議の開催及び開催概要の
とりまとめ

② ①の開催に必要な調査

③ ①～②に要する経費の支出

※詳細は道及び関係機関と要協議

カ 報告書の作成

上記ア～オについて実施結果をとりまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)各50部及び電子媒体一式とする。

また、8月末を目処に中間とりまとめとして、上記ア～オに係る取組状況を紙媒
体(A4版)各10部及び電子媒体で報告すること。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成29年3月15日(水)まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

①道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

②本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

③消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 平成28年5月9日(月)16:00(必着)

イ 提出場所 北海道総合政策部交通政策局交通企画課(担当:千葉)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111(内線23-769)

011-204-5893(直通)

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

（２）審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

（１）交付期間

平成28年4月19日（火）から5月9日（月）まで

（２）交付場所

前記3の（１）のイに同じ。

ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。

なお、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/index.htm>）からもダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限及び場所

（１）前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。

（２）前記（１）の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 平成28年5月18日（水）16：00（必着）

イ 提出場所 前記3の（１）のイに同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

6 提出の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね10程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続き

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。